

変わるか! 地方議会

96



福島町議会は町民の意見も踏まえて議会基本条例を制定した（2008年12月11日の町民懇談会）。

議会・議員評価、 通年議会などを盛り込んだ 議会基本条例を施行

北海道福島町議会

北海道福島町議会は3月11日の本会議で議会基本条例を賛成多数で可決、4月1日施行した。05年から導入している議会・議員評価の義務化、通年議会、議員報酬の名称を「歳費」に変更するなど従来の自治体議会のいわば「常識」を乗り越えようという意欲にあふれる内容だ。

改選後に19項目の 「4年間の課題・方向性」

「1999年から「気づいたところから」「できることから」を合い言葉に一つずつ議会改革に取り組んできた。ベストとは言えないがその集大成」

北海道の南端に位置する福島町は人口約5400人。同町議会（定数12人）の溝部幸基議長は、制定・施行したばかりの議会基本条例をこのように話す。

同町議会は溝部氏が議長に就任し

た99年から「開かれた議会づくり」に向けた取り組みが本格化。03年には選挙公報の発行、04年には委員会・傍聴を許可制から公開に改正、隣町との合併破綻に関する町民報告会・懇談会を議会主催で開催するなどしてきた。そして、05年には、4年に1回の選挙時だけでなく、日頃の議会や議員の活動を住民に知ってもらうと全国初の議会・議員評価制度を導入、ホームページで公開を始めた（本誌05年11月号参照）。

その後も議会改革の手綱を緩めることなく、07年8月の改選では議員

定数を14人から2人減の12人に。改選後は議員報酬を月額15万7000円から13万1000円に削減、費用弁償も廃止した。

改選後9月の初議会は任期最初の土曜日に開催し、正副議長選挙では所信表明演説を実施。さらに「今後4年間の課題・方向性」として▽委員間討議の充実・強化▽議会白書の作成▽傍聴人の討議への参加▽一般質問の時間制限の廃止▽説明員の反問制度の導入▽通年議会の導入▽議会基本条例の制定……など19項目を全議員で確認した。

「通年議会」 文書質問などを試行

翌08年3月には「議会活性化事項の試行に関する実施要綱」を制定し、①通年議会制度②質疑の回数制限の撤廃③説明員の反問制度④文書質問制度⑤傍聴人の討議への参加——を実施。さらに、議員の資質向上などを図るため議員研修条例を制定、全議員の構成による「広報・広聴常任委員会」も新設した。

議会が一つになって政策提言を

滝川明子議運委員長に聞く

議云基本条例の評価は？

99年から積み重ねてきた議会改



たきかわ・あきこ 1991年3月の補欠選挙で初当選。現在6期目。07年9月から議運委員長兼会議員。

通年議会は3月11日から9月30日までの204日間試行。議会運営委員会（滝川明子委員長、5人）ではその成果等も踏まえて議会基本条例の内容を検討、全員協議会での意見交換などを踏まえて素案を作成、12月には2か日間にわたって町民懇談会を開き、町民の意見も踏まえて条例案を公表した。条例案は執行部提案によるまちづくり基本条例とともに議長を除く全議員で構成された審査特別委員会に付託。一部修正された

た議会基本条例は3月11日の本会議で賛成多数（賛成7人、反対4人）で可決した。さらに、議会基本条例と同時に委員会条例と会議規則などを統合した「会議条例」、報酬の名称を歳費とする「議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正」、傍聴規則を全部改正した「町議会への参画を奨励する規則」も制定し、いずれも4月1日に施行した。

「通年議会」で「招集」を削除

価だった。議員評価は、議員として研鑽し、資質を高めることに役立っている。なにより、町民に議員活動を知っていただく。条例の中では、議会・議員評価を義務づけたことが最も誇れることだと思っている。

今後の課題は？

革の集大成です。議会運営委員会のメンバーを中心に力を合わせ、議会事務局の力強いサポート体制もあって制定することができた。また、傍聴規則を全部改正し、「町議会への参画を奨励する規則」としたことは画期的なことだと思っ

た。町民が求めているのはやはり産業振興。福島町は人口減が続いている。議会基本条例に魂を入れるために議会、議員が一つになって、産業振興、そして特に若い人が住んで子どもを育てられるようなまちづくりに向けて政策提言していきたい。

は？

福島町議会の「開かれた議会」の取り組みで最も先進的だと注目されてきたのは議会評価・議員評

議会基本条例は前文と29条で構成。前文で、町の最高規範である「まちづくり基本条例」の議会・議員の役割と責務に基づき、▽町民と議会の協働・情報共有▽町長など執行機関との適切な緊張を維持しながらの善政競争▽町民・議会・行政が協働しての政策実現にむけての多様な参加・討議▽議会・議員の評価制度など適正な議会機能の展開▽公開性・公平性・透明性・信頼性の重視——の5点を条例に定め、「議会・議員としての使命と責任を強く自覚し、主体的、機動的な議会活動を実践し、町民の負託にこたえ、豊かなまちづくりのために不断の努力を続ける」と宣言している。

目的では「わかりやすく町民が参加する議会」「しっかりと討議する議会」「町民が実感できる政策を提言する議会」を掲げ、「議会・議員の使命」として「政策をめぐる立案・決定・執行・評価（監視）における論点・争点を明確にし、真の地方自治の実現を図ること」を明記。その目的を達成し、使命を果たすため、議会・議員活動の基本となる会期を通年にするとした。

通年議会は会議条例で「定例会の回数は1回」（会期は4月1日から

(翌年) 3月31日まで」「本会議は6、9、12、3月に再開。ただし緊急に議案等の審査が必要な場合は、その都度本会議を再開する」などと規定。4月1日になれば自動的に新しい会期となることから「議会運営に関する基準」から「議会の招集」の項目自体を削除した。

「適正な議会活動費の確立」と「歳費」を明記

さらに、町長等と議会・議員との関係では、政策提言などによる善政

競争の展開、町長等への反問権付与のほか、長に7項目の政策形成過程の資料提出を義務づけ議会で政策評価を実施、総合開発計画や都市計画、自立プランなど11件の重要計画を自治法96条2項に基づく議決事項に追加、文書質問制度の導入などを盛り込んだ。

また、これまで任意だった議会・議員評価を義務づけ。議員評価については「自己評価として1年ごとに町民に公表する」としている。そのほかにも▽質疑、一般質問の回数制

限の撤廃▽自由討議による合意形成▽傍聴者・町民や学識経験者の議会討議への反映▽議会への附属機関の設置▽1年に1回以上の議会報告会の開催 など先進的な規定が盛りだくさん。

中でも注目されるのが第6章「適正な議会機能」の議会費と歳費の規定だ。議会費については「議会は、町長と協議して一定の標準率などにより、適正な議会活動費の確立を目指す」と規定。予算編成権は首長に専属しているが、適切な議会活動を

住民とも討議し、政策提言できる議会に

溝部幸基議長に聞く

議会基本条例の中で最も思い入れがある点は？

第1条の三つの目的です。1点目は「わが村やすぐ町民が参加する議会」で、2点目は、「しっかりと討議する議会」。議員間や執行部との討議はもろろんのこと、これから議会は住民側と討議をする場を積極的に提供していかねばならない。そして三つ目が、それらを踏まえて、「町民が実感

できる政策を提言する議会」。これからは政策提言できる議会に変わっていかねばいけない。

議長が持つのが本来の姿だろう。福島町では議会基本条例で通年議会の実施を位置づけ、会期は会議条例で「4月1日から3月31日」と明記したので、町長が議会を招集する必要もなくなった。4月1日になれば自動的に新たな会期が始まる。本会議の招集、つまり再開そのものは、議長の判断でできることになった。

通年議会を条例に位置づけたメリットは？

一つは本会議の招集権の問題。全国の3議長会が議長に議会招集権を付与すべきだと要望しているが、依然実現しない状況が続いている。二元代表制の一翼を議会が担うのであれば、議会の招集権は

する費用はどのくらいが妥当なのかを比較、判断(検討)する資料を示していくという。同時に議長交際費を含むすべての議会費を町民に公表することも規定した。

自治法で定められている「議員報酬」を国会議員同様の「歳費」と位置づけたのも画期的。歳費についても適正な標準率や額を示していく。歳費という名称は「通年議会を位置づけたことに伴う」と溝部議長。報酬という言葉は非常勤職の対価という意味合いが強いが、通年議会にしたことで「会議があるとなかろうと1年間議員活動は展開されることになる」(溝部議長)という。

福島町議会の議会基本条例は、執行部側にとっては厳しいものにみえるが、竹下泰弘副町長は「通年議会や文書質問は試行して別に不都合はなかった。政策形成過程資料の提出

できる政策を提言する議会」。これからは政策提言できる議会に変わっていかねばいけない。



竹下泰弘副町長は「通年議会や文書質問は試行して別に不都合はなかった」と話す。

